

環循適発第 25033132 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環 境 事 務 次 官
(公 印 省 略)

循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、令和 6 年 3 月 29 日付環循適発第 24032926 号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、本改正以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

改正の内容は下記のとおりである。

記

1. 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月 30 日閣議決定）及び第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）において示された今後の施設整備の方向性等を踏まえ、資源循環の強化及び広域化・集約化等の推進に向け、必要な措置等を追加した。
2. 浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業について、特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置の基準額及び環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件を満たす事業を追加し、これらの措置を令和 11 年度までに限り適用する改正を行った。